

「瀬戸内町すこやか福祉センター内 テレワーク部（仮称）」

指定管理者募集要項

1 要項の趣旨

瀬戸内町では、公の施設である「瀬戸内町すこやか福祉センター内 テレワーク部（仮称）」（以下、「施設」という。）において実施する“コミュニティデザイン形成事業（以下、「コミュニティ事業」という。）”について、事業の目的をより効果的・効率的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び瀬戸内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年3月30日規則第4号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、事業の指定管理者を募集します。

● 「瀬戸内町すこやか福祉センター」とは

瀬戸内町役場に隣接する公の施設（RC造2階）である。当施設の2階部分をテレワークスペースとして整備する。

● 「コミュニティデザイン形成事業」とは

当施設2階に整備するテレワークスペースの効果的・効率的な活用に資する目的で実施する各種施策及び、地域内経済循環のため官民連携で実施する施策

● 「指定管理」とは

前述した施設の管理権限を指定を受けたものに委任する。その業務内容については、後述の「3 業務の概要」のとおり

2 管理及び各事業を実施する施設名称及び所在地

名 称	所 在 地
瀬戸内町すこやか福祉センター 内 テレワーク部（仮称）	瀬戸内町古仁屋船津23番地
※ただし、施設整備完了を令和3年11月中旬頃と予定しているため、それまでの期間についての勤務形態及び場所については町と協議。	

3 業務の概要

番号	項 目	内 容
(1)	業務名	コミュニティ事業に係る当施設の指定管理業務

(2)	業務の目的	ウィズコロナ時代において、柔軟な働き方や過ごし方を定着させるべく「ワーケーション」や、「新たな生活スタイル」を推奨するために整備する施設の利用促進 また、それに伴う各施策を実施することで町内消費喚起を図り、地域活性化に繋げること
(3)	令和3年度補助金上限額	10,000千円(補助率は総事業経費の10分の9とする。)
(4)	指定管理期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日までとするが、後述(「7 申請方法」内の〈提出書類一式〉⑧事業計画書)において、中長期ビジョンを計画し、その内容が上記(2)に掲げる目的の達成に資するものと認められた場合においては、その期間を更新できるものとする。
(5)	業務内容	<p>①施設整備に係る設計への参画及び施設利用促進のための情報収集及び実態調査の実施</p> <p>②空間リニューアル助成事業(以下、「リニューアル事業」という。)活用希望者への説明会の実施及び活用決定事業者への環境整備・運営に係る協力</p> <p>③施設利用促進及び本町の魅力発信を図るためのホームページの作成及び運用</p> <p>④環境に配慮した「高付加価値な商品」及び「新たな資源」に係る調査・開発</p> <p>⑤施設の快適な環境維持のための日常清掃業務</p> <p>⑥指定管理期間満了後における引継ぎ及びアドバイザー業務</p> <p>【特に提案を求める事項】</p> <p>i 指定管理を主に行う者(指定管理人)の配置に関する工夫</p> <p>ii 当施設の利用促進のために必要となる情報収集及び実態調査の実施や、本町の魅力発信のために作成されたホームページを活用したPRに関する工夫</p> <p>iii リニューアル事業活用決定事業者への運営サポートに関する工夫</p> <p>iv 環境に配慮した「高付加価値な商品」及び「新たな資源」に係る調査及び開発に関する工夫</p>

● 「空間リニューアル助成事業」とは

地域経済循環のために、本町内において遊休資産を有する事業者に対し、テレワーク施設や宿泊施設整備への改修を促し、その費用の一部を助成する。

本町内において、長期滞在を可能とすることを目的とする。

4 申請ができる団体（以下、「申請者」という。）の資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、法人格の有無は問わないものとする。

- (1) 当該施設における指定管理を効果的・効率的・安全に遂行するために必要な同類施設の受託実績若しくは豊富なノウハウ、企画立案、資金管理並びに事務局との連絡調整ができる能力を有する者
- (2) 法律行為を行う能力を有する者
- (3) 法人及び事業体として国税及び地方税等の滞納が無いこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により一般競争入札等への参加を制限されていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5 公募における主なスケジュール

番号	項目	期 日	備 考
(1)	指定管理者募集要項の公表	令和 3 年 1 月 1 5 日（金）	町ホームページにて公表
(2)	質問書の受付期限	令和 3 年 2 月 1 2 日（金）	電子メールによる
(3)	質問書の回答期限	令和 3 年 2 月 1 6 日（火）	電子メールでの回答及び町ホームページでの公表
(4)	申請書（第 1 号様式）ほか提出書類の受付期限	令和 3 年 2 月 1 9 日（金）	提出書類一式は、後述「7 申請方法」に記載する。
(5)	プレゼンテーション及びヒアリング実施	令和 3 年 2 月 2 4 日（水）	オンラインで実施

(6)	選定結果の通知	令和3年 2月26日(金)	郵送及び町ホームページでの公表
(7)	協定書の締結	令和3年 4月 1日(木)	

6 質問及び回答の実施

(1) 受付期限

令和3年 2月12日(金) 17:00必着まで【期限厳守】

(2) 質問方法

様式1「質問書」により、後述「9 問い合わせ・提出先」にメールで照会すること。なお、電話・口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答

令和3年 2月16日(火)までに、質問者に様式2「回答書」にてメールで回答するほか、瀬戸内町ホームページに質問内容及び回答を公表する。

7 申請方法

申請者は、本業務の実施について、「3 業務の概要」に基づき事業計画書、業務スケジュール表、収支予算書等を提出すること。

(1) 受付期限

令和3年 2月19日(金) 17:00必着まで【期限厳守】

(2) 提出書類

下表「提出書類一式」のとおり。なお、代表者印を必要とする書類については、正1部、副8部(副はコピー(白黒)可)とする。

(3) 提出先

「9 問い合わせ・提出先」あてに持参又は郵送(書留郵便)すること。

〈提出書類一式〉

番号	書 類	様 式
①	瀬戸内町公の施設に係る指定管理者指定申請書	第1号様式
②	申請者に関する調書	様式3
③	申請者の定款、規約等の写し	
④	申請者の登記簿謄本(全部事項証明)	
⑤	納税証明書(町税、事業税、消費税及び所得税又は法人税にかかるもの)	
⑥	業務実施体制調書	様式5

⑦	事業計画概要書（任意様式）	A 4 版 1 枚
⑧	事業計画書（任意様式）	A 4 版
⑨	業務スケジュール表（任意様式）	A 4 版
⑩	収支予算書（任意様式）	A 4 版
⑪	その他申請に必要な書類（任意様式）	A 4 版

≪留意事項≫

I 収支予算書作成における留意点

- i 収支予算の明細が確認できるように作成すること
- ii 中長期的なビジョンで自走できるように作成すること

II 提出書類の取扱

申請書類等の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は正誤表の提出のみ認める。

8 選定の基準及び方法

提出された申請書等を公正に選定するため、規則第 6 条の規定に基づき瀬戸内町公の施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し候補者を選定する。選定委員会は、提出された申請書等をもとに次の評価基準に基づき選定する。

なお、最も高い評価を得た申請者を協定書締結候補者とする。

(1) 評価基準

選定にかかる評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

番号	評価項目	評価の着眼点
①	提案の観点	本町の現状を理解した上での、本業務を実施できる提案と認められるか。
②	提案の方法	調査方法などが工夫されており、本町の地域性を理解した提案内容であるか。
③	提案の体制	業務を遂行するための体制として提案内容は妥当であるか。
④	提案の実績	類似の業務実績があり、その内容から本業務の遂行能力があると認められるか。
⑤	提案の費用	収支予算書が、明瞭で明確、適正であるか。

(2) 審査結果

審査結果については、申請者それぞれに書面で通知する。

協定書締結候補者は、瀬戸内町ホームページで公表する。

(3) 留意事項

I 選定における留意点

- i 申請書等に係る費用は、申請者が負担するものとする。

- ii 提出された申請書等については返却しない。
- iii 選定委員会で最も高い評価を得た申請者は、最適な者として決定したものであるが、瀬戸内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年 12 月 18 日条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経て協定書を締結するまでは、指定管理者として指定されるものではない。
- iv 選定委員会で最も高い評価を得た申請者の提案の中に虚偽があった場合、提案の有効性を取り消し、候補者を次点の者にする。

9 問い合わせ・提出先

瀬戸内町役場 企画課 企画振興係 担当：中島

〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23

電話番号 0997-72-1112 / F A X 0997-72-1120

E - M A I L shinkou@town.setouchi.lg.jp